

大阪市北区・此花区・住之江区

シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用検証に係る協働事業者募集要項

1 事業名称

大阪市北区・此花区・住之江区

シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用検証に係る協働事業

2 募集に関する事項

(1) 趣旨

国の「自転車活用推進計画」では、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成に向け、シェアサイクルの普及促進が示されています。

大阪市においても、シェアサイクル等(自転車等を複数の駐輪スペースとなる一定規模のポート(以下「ポート」という。))により相互に利用できる利便性の高い交通システム)の推進は、来街者の回遊向上をはじめ、日常生活における市民の移動利便性の向上、CO₂削減、放置自転車対策、SDGsなど環境対策や健康増進等につながることから、実証実験をはじめ、安心・安全で利便性の高いシェアサイクル等の利用環境に向けて事業者と連携して取り組んでいます。

今後、これまでの取り組みを活かした全市一体でのシェアサイクル等の事業展開を見据えるなか、公共ポート設置と、その同ポートに複数事業者の車両が乗り入れられるよう共同利用とすることは、シェアサイクル等による市民等の移動利便性や利用普及の更なる向上につながると期待されています。このため、本事業では、公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方を検証するとともに、より安全で快適な利用環境の創出に向けて取り組んでいただけるシェアサイクル等事業者(以下「協働事業者」という。)を募集します。

本事業における自転車等とは、電動アシスト自転車、一般型自転車及び電動キックボードで、多くの方が利用できる移動に適したものである。

(2) 協定の概要

大阪市北区・此花区・住之江区において、シェアサイクル等による市民等の移動利便性や利用普及の更なる向上が期待される公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方を検証するとともに、全市一体でのシェアサイクル等の事業展開を見据えて、より安全で快適な利用環境を創出するため、大阪市北区長が協働事業者と協定を締結します。

(3) 有効期間

協定締結の日から令和9年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに双方又はいずれか一方から申出がない場合は、当該期間の満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とします。

(4) 役割分担

協定締結の目的の達成に向けて、双方が以下に掲げる役割を担うとともに、その他目的達成に資すると認められる内容について協議のうえ、協力し合うこととします。

区役所(北区・此花区・住之江区)

- ア 公共用地でのポート共同利用の有効性・あり方検証等(具体的な実施内容は別紙実施細目のとおり)にかかる総括
- イ 本事業のためにポートを設置する公有財産の無償提供
- ウ 本事業の実施に係るポート設置に必要な許認可等の手続き
- エ 本事業に関する取組みの周知及び広報

協働事業者

- ア 本事業の実施に係るポート設置に必要な許認可等の手続きに関する書類作成補助
- イ 本事業の実施に係る自転車等(以下「本事業車両」という。)及びポート等の整備・維持管理
- ウ 本事業の運営(参画する協働事業者各社との協議・調整、利用者の募集・登録、料金徴収、本事業車両の回収・再配置、事故や苦情等の対応・報告等、利用条件等は各事業者が定める利用規約に基づく。)
- エ ポート近辺の本事業車両の違法駐輪対策
- オ シェアサイクル等及びポートの利用促進に向けた周知及び広報
- カ 利用者に対するアンケート調査等の実施及び本事業に関する各種データの収集、整理、分析、当該データの本市への提供(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に定義する「個人情報」は除く。)
- キ 利用者への自転車等ルール・マナーの普及啓発

その他

上記以外は協議を行い、決定します。

(5) 負担等

(4)役割分担に規定する 協働事業者の業務範囲に属する業務に要する費用及び その他協議により協働事業者の業務とされた事項に要する費用は、全て協働事業者の負担とし、本市は補助金、委託料、負担金などの形態の如何を問わず、それらの費用を一切負担しません。本事業車両が放置自転車等として撤去・保管された場合の費用は協働事業者の負担とします。本事業車両が違法駐輪その他シェアサイクル等の利用者が法令に反する行為を行った場合については、協働事業者の責任において必要な対処をします。

3 協定締結に関する事項

(1) 協定締結

協定の締結に際し、選定された事業者が以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。また、大阪市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

応募資格を喪失した場合

提出した書類に虚偽の記載があった場合

正当な理由なく協定の締結に応じない場合

財政状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断される場合

社会的信用の著しい喪失等により、事業者として適当でないと判断される場合

(2) その他

協定締結後、当該協定の履行期間中に協働事業者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、協定を解除します。

4 応募資格、必要な資格等

次に掲げる条件のすべてに該当する必要があります。

ア 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

参加申請書の提出時点において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申し立て、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申し立てを受けていないこと。

イ 本事業参加申請書の提出期限の日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

ウ 今後、設置を予定しているポートが都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、その他の関係法令に違反していないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

オ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

カ 応募書類の提出時点で、大阪市内に 100 か所以上のポートを設置し、運営していること。

キ シェアサイクル等運営基準確認書 様式3 の項目をすべて満たしていること。

ク 複数の法人・団体等から構成される共同事業体として応募に参加する場合は、すべての構成員において上記ア～オの条件を満足するほか、次の条件をすべて満たす必要があります。

全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同事業体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる法人・団体等であること。参加申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する法人・団体等の変更がないこと。

代表者とならない法人・団体等にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

申請書の提出時に共同事業体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担が記載されていること。

単独で応募した法人・団体等は、共同事業体の構成員でないこと。

各構成員は、複数の共同事業体の構成員でないこと。

5 スケジュール

- 公募開始 令和8年2月19日
- 質問受付締切 令和8年3月5日
- 質問に対する回答 令和8年3月9日
- 募集締切 令和8年3月19日
- 結果通知 令和8年3月23日(予定)
- 協定締結 令和8年4月1日(予定)
- 事業終了 令和9年3月31日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

受付期間

令和8年2月19日から令和8年3月5日 17時30分まで(必着)

提出方法

「質問書」(様式1)に記載し、電子メール(ta0002@city.osaka.lg.jp)で提出してください。なお、電話や口頭、所定の様式以外での質問は受け付けません。

件名を「シェアサイクル等公共用地でのポート共同利用検証 質問書」としてください。

回答

令和8年3月9日までに大阪市北区役所のホームページで回答を掲出します。

(2) 応募書類の提出

応募書類

ア 参加申請書及び添付書類(様式2) 共同事業体にあっては所定の様式の共同事業体届出書兼委任状とともに、共同事業体の協定書の写しを添付してください。)

イ シェアサイクル等運営基準確認書 様式3

ウ 事業者の概要が分かる資料(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)

エ 他の自治体等における連携協定書等の写し

代表事例1例を提出してください。

連携協定書等の写しの提出が難しい場合は、協定を締結していることが分かる資料を提出してください。

オ 使用印鑑届(様式4) 共同事業体にあっては代表構成員のみ)

カ 印鑑証明書(申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本)

キ 法人の登記簿謄本または登記事項全部証明書(写し可(申請時点で発行から3ヵ月以内のもの))

ク 直近1ヵ年の貸借対照表及び損益計算書(写し可 作成していない場合は、確定申告書の写しを提出してください。)

ケ 誓約書 様式5

本市入札参加有資格者名簿に登録されている場合は、上記オ～クを省略できます。

(3) 受付期間

令和8年2月19日から令和8年3月19日 17時30分まで(必着)

(4) 申請方法

必要事項を記入のうえ、大阪市北区役所地域課(〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番 27号(北区役所4階 43番窓口))まで持参または送付してください。なお、申請書類を持参される場合は、事前に下記までご連絡ください。

連絡先: 電話 06 - 6313 - 9734

電子メール ta0002@city.osaka.lg.jp

(5) 提出部数

1部

7 決定に関する事項

(1) 決定基準

審査は「シェアサイクル等運営基準確認書 様式3」の提出をもって公平かつ客観的な審査を行います。

(2) 結果の通知および公表

審査の結果は決定後速やかに通知し、また、大阪市北区役所のホームページに掲載します。

8 その他

(1) 応募に要する費用、条件等

書類等の作成に使用する言語は、日本語とします。

応募に必要な費用は、全て協働事業者の負担とします。

応募書類等の提出期限以降の変更、修正、差替え又は再提出は認めません。ただし、書類の不備等に対する補完及び追加資料の提出等を求める場合は、この限りではありません。

同一の法人等からの複数の応募は不可とします。

審査は提出資料等に基づいて行い、審査の結果、協定締結の相手方としてふさわしいと判断した場合は、後日、協定内容について詳細な協議を行ったうえで締結するものとします。

提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

提出書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しません(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)。

参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の応募は無効とします。

(2) 問い合わせ先

大阪市北区役所地域課 南垣

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号(北区役所4階43番窓口)

電 話 06 - 6313 - 9734

電子メール ta0002@city.osaka.lg.jp